

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

続いて通告6番 3番 笹本壽彦君の一般質問を行います。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

それでは、質問事項として通告いたしました中学校の校則について伺います。

まず、質問要旨1から伺いますが、先日、都内在住の友人との会話の中で、都内の公立中学校で校則めぐり大きな混乱が起きて大変だったと。特に頭髪、ヘアスタイル、女子生徒の化粧などでした。わが町では、まだそのような問題は起きていないようですが、問題や混乱が起きてからでは遅いので伺いますが、教育委員会は、鰺沢中学校、増穂中学校両校の校則の内容について、どのように把握しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきまして、答弁させていただきます。学校の校則とは、学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が守るべき学習上、生活上の規則として定められたものであり、法令等の規定は特に定められておりませんが、社会通念に照らして、合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて、学校運営の責任者である学校長が、適切に定めることとなっております。

また、校則の周知方法にあつては、新入生及びその保護者においては、学校説明会で、在校生及びその保護者においては、年度当初に学級指導、学年PTA等の場でそれぞれ、資料に添付するなどの形で周知をしていることを、教育委員会では把握しております。以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

両校の校則は、簡潔に記載されていますが、鰺沢中学校の場合は学校規則、増穂中学校の場合は増穂中学校生徒のきまりなどですね。これらは簡潔に記載されていますが、この簡単な文言以上の明文化されたものが、生徒や保護者に周知徹底されているのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。両中学校ともそれぞれ先ほど説明した

とおり、1日入学や年度はじめ等で資料を渡しておりますが、それよりもさらに細かい明文化したものもございます。また、その点につきましては、学年が始まる時に、特に1年生におきましては1学期のはじめに、学級指導という形で、そこで具体的な髪形や服装についてということなどを指導を行っている聞いております。以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

微妙な問題なので私も余りつつこむことはできないのですが、私が気になるのは、鰺沢中学校の学友会自主規程の中の男子頭髪について、もみ上げや裾は不自然に延ばしたり刈ったりしないとあります。この不自然にという表現が、生徒や保護者に理解されているのか、いかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。鰺沢中学校では、学校規則の中で頭髪等につきまして、不自然にという表現を使っております。実際、髪形とかにつきましては、その時代の流れや流行りなどもございまして、具体的に明記することは難しいということを知っておりますので、自然な状態で髪の毛が伸びていたり、普通に刈り上げる髪形、そういったものであれば普通の捉え方となりますが、不自然ということであれば、段違いに何段か刈り上げたりとか、また、頭の後ろの頭部の一部をものすごく長く伸ばすなど、ちょっと普通ではない伸ばし方という、そういったところが表現を不自然という形で表しているものと考えております。以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

その普通というのも、個人個人、教師によって受け取り方は異なると思うのですよね。

再質問です。増穂中学校の場合は、生徒のきまりというものがありまして、増中生らしい身だしなみとする。頭髪は男女ともに中学生らしく清潔であること。髪の毛の加工をしないとのきまりがあります。この、増中生らしいとか、中学生らしくとか、この文言だと教師のらしいという判断と、生徒や保護者のらしい判断が異なった場合ですね、問題が起きる心配がありそうですが、いかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの鯉沢中学校の例でもありましたとおり、時代の流行り等がございますが、まず担任の先生がその子どもに対して、髪形でちょっとどうかなということがあれば、その担任の先生の判断だけでなく、学年主任等に相談する中で、その子の髪型について、廊下や授業の中で見に行くようなことで、先生方の中でも相談し、その子に対してこれは指導に値するのか、そこの言い方についても複数の先生で相談しながら、その子に対して指導の内容を決めていくと聞いております。以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

それでは質問要旨2に移ります。校務の責任者は校長なので、教育委員会がいちいち口を出すと各学校の自主性に対して、教育委員会が抵抗勢力にもなりかねませんと思います。しかし、健やかで伸び伸びと気持ちよく、中学校生活を過ごせるよう、生徒や保護者の意見などを反映した校則や決め事が重要だと私は考えます。教育委員会は、校則の見直しについて介入というか指導するような考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。学校におきましては、これまでも、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、必要に応じた校則の見直しを随時行っているところであります。

教育委員会といたしましては、学校長から見直しにつきまして相談があった場合は、これまで同様必要に応じて対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

確認になりますが、教師と生徒、保護者間で何か問題があった場合、管理職にある教師が第三者的な立場で関わるのが重要だと思います。それが不可能な場合は、教育委員会が客観的に対応することになると、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。笹本議員がおっしゃるとおり、管理職にあたる教頭、校長につきましては、服装等につく生徒指導につきまして、直接は関わりませんが、担任や学年主任、指導主任たちの話の中で、指導内容が決まらなければその上の管理職の者が入って検討していると聞いております。その中でも、学校の中でちょっと難しい問題だということであれば教育委員会のほうにも相談がくる場合がございますので、その時は委員会のほうも一緒にやりながら考えていきたいと思います。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

旭川のようにならないよう、ぜひ教育委員会は中立で客観的な判断をしていただきたいと思います。

再質問です。生徒や保護者が、若干教師とのトラブルなどによって、どうにもこうにも意見が合わずに困ってしまったような場合は、教育委員会へ直接相談に行ったりすることは可能なのでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。生徒や保護者が学校に対していろいろ相談する中で、なかなか行き詰まったということでございましたら、教育委員会のほうに相談していただければ、学校の担当も含め適切な対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

ちなみに過去にそのような事例はございましたか。

○議長（鮫田洋平君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。この校則の問題について、過去で教育委員会に相談に来たという事例の報告は聞いてはございません。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

これは私の経験談で随分古い話で申し訳ないのですが、私が中学時代、若干いろいろな問題がありまして、中学校へ入って数学の授業のときに、便意を催してしまった。それで「先生、トイレに行きたい。便所へ行きたい。」といったら、「先っちょを縛っておけ」と言われた。みんなどつと笑いました。これは辛かったですよ。その後、その数学の授業になる度に、腹が痛くなるのです。その教師のちょっとした冗談めいたものが、すごく突き刺さったのです。ところが、ちょっとしたことです。中込栄一先生という後に増中の校長もされた先生で、怖い先生でした。ちょうど私がそんな腹だ何だで悩んでいるところですね、「笹本、靴下が青い。」と言われて、「えっ」と言ったら、その先生も「えっ」とびっくりされて、よく私は覚えています。そのときに中込栄一先生が、「ちょっとは地味な色にしろや。俺の顔をたててくれ」とニコッと笑いながら言ったのです。怖い先生だったのにいい先生だなと思って、こういういい先生がいるんだと思って、本当にそれで救われたのです。だから、教師の安易な一言で大きく傷つけてしまう場合もあるし、助かる場合もある。中学生の時代というのは、大人への入り口に差し掛かっているようなものだと思うのですよね。だから、心の中は微妙に揺れていると思うし、えらい強がっていても非常に弱い立場だと思います。校則に基づいてや、表面的な指導よりも生徒の心に丁寧寄り沿った教育を、教師も校則の問題で時間を取られるのではなくて、その分を生徒の心に寄り添う時間に費やしていただきたい。そのように教育委員会としても、これから見守っていただけるようお願いいたします。

質問事項２に移ります。新庁舎完成後の役場関連施設、建物について伺いますが、現在の教育文化会館の建物について、使用者をもっと広く募集する予定があるのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

笹本議員の質問にお答えいたします。教育文化会館につきましては平成２７年２月に策定した公共施設再配置計画において、教育行政機能を本庁舎へ集約し、併設する望月百合子記念館については、歴史文化施設となる塩の華へ、移転を進めているところであります。また、昨年度、地元鰯沢中区に対して行った利用希望調査では、利用希望なしと回答をいただいたところです。

こうしたことから、教育文化会館については、解体する予定としておりますので、使用者を広く募集することは現在考えておりません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○３番議員（笹本壽彦君）

再質問です。その点は前町長が答弁されています。近隣住民に提案してみたが、簡単に言うと利用意思がなかったので解体する方向だという答弁がありました。まず、解体したとして更地となった場合の利用案は何か考えていらっしゃいますか。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。解体後の使用方法につきましては、まだはっきり具体的なものは決定をしておりませんが、あそこに屋外トイレを設置しておりますので、その部分が残る予定になっております。その部分を活用するような駐車場等の活用が、今現在分かる範囲ではその部分だと思っておりますが、今後その解体後の活用につきましては、また検討して参りたいと考えております。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

確かに築約60年ほどの古い建築物なので、ある意味仕方がないとはいえ、元々が山梨中央銀行建築物です。一般的な建築物よりも頑丈に建てられていると聞いております。ということは、使おうと思えばまだ使えるのではないかと。逆に解体するとなると、解体費用が数千万円と掛かってしまうのではないですか。大体の解体費用とかを見込んでいますか。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。解体費用につきましては、まだ積算等一切しておりませんので把握はしておりません。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

わが町は、財政事情はやはり厳しさを増しているというのが常識的な考え捉え方だと思うのです。この厳しい中でも、将来を見据えて諸々の事業を進めていかなければならないのですね。新町長にとってはとても苦難の道だと思います。安易に解体という結論を出すのではなくて、どのようにしたらこの物件に対して出費、費用が抑えられるのか。制度とか法律のかせもあるかと思いますが、現状構造物のまま、そういう条件で広告とか、売り出すための費用が安いヤフーオークションとかに自治体で差し押さえた物を出したりする枠がある

ではないですか。それと別にもあるはずなのですね。そういうもので例えば、この現状丸がかりで誰か引き取ってくれませんかといえ、解体費用千万円単位のものが出なくて済みますよね。そういうふうな何か安易にお金を掛けて、解体して駐車場というのではなくて、千万円単位で出費が抑えられるのだったら、荒っぽい言い方ですけども、ただであげてしまったほうが出費が少ない。その取得した業者が、そこを有効に使ってくれたもったいい。そういうふうな考えはないのか伺います。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

教育文化会館の土地と財産につきましては、町民皆さまの財産でございますので、先ほどのような部分のことも検討が必要かもしれませんが、処分に対しての部分については、町長の答弁のありましたとおり、平成27年の2月再配置計画の目的というところで、両町が合併した以降、重複する施設については原則持ち続けることが困難であって、財政的に厳しい時でもありますので、減らしていくというような方針を出していきまして、その翌年に公共施設の総合管理計画という部分でも、その部分を謳って160のすべての検討をしたところであります。原則的に、不用になったものは維持管理をし続けるのではなくて、解体、廃止にしていく。その過程で議員さんが提案したような、オークションみたいな部分で処分ができるようなことが可能であれば検討して参りたいと考えておりますが、その部分が今後さらに施設はかなり多く、両町の部分のもので持っているのが現状でありますので、その部分も今後改めて検討させていただきたいと思っております、以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

現在、教育総務課と生涯学習課で使われていて、照明もあって、エアコンも効いていて、机もイスも揃っている。例えば図書館ができて、この新しい図書館では児童生徒を高校生が勉強するようなスペースを大きく取ることは難しいと思うのですよね。ですから、例えば夏の暑いときに、エアコンの効いた涼しいところで勉強するような施設としても使えるのではないのでしょうか。無理ですか。

○議長（鮫田洋平君）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。今現在の建物の使用状況からすれば、

その部分は使えるものと考えますが、それ以外の施設を使って、その施設を維持管理していくというような費用は、今後あまり極力注ぎ込みたくないというような部分もありますので、鯉沢地区には児童センターがございますし、図書館もできます。そういう部分で、役割を果たしていつていくような形で検討をして、その上でなおかつ必要な部分があるのであれば、さらに検討をさせていただくというようなことを考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

先ほどの堀内議員の中の質問とダブりますが、私のところにも引きこもりの方や不登校の子ども、そういう方を、簡単に言うとひっぱり出せるような場所が欲しいというふうなボランティアで南アルプスとかで活動している方が、この町にもそういうのがほしいなというような、場所があればなという意見を聞いております。ですから、その辺もぜひ心に留めておいていただいて、何か町の施設でそういう使えるところがあれば、広く声を掛けて、近場だけではなくて、広く声を掛けていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、通告6番 3番 笹本壽彦君の一般質問を終わります。